令和 6 年度(2024 年度)

事 業 計 画 書

自　令和６年(2024 年)４月　１日
至　令和７年(2025 年)３月３１日

公益社団法人城陽市シルバー人材センター

令和６年度(2024 年度)事業計画

＜基本方針＞

令和５年版高齢社会白書によれば、６５歳以上の人口は３，６２４万人となり、総人口に占める高齢者の割合は２９．０％に達し、４人に１人以上が高齢者という本格的な高齢社会を迎えており、また、少子高齢化の進行に伴い労働力人口が減少している現状にあります。

このような中で、シルバー人材センターは生涯現役社会の実現に向けて、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献する様々な活動は、SDGs（持続可能な開発目標）と深くつながるものであり、積極的に推進してまいります。

また、企業においては、７０歳までの就業機会の確保が努力義務とされる一方で、シルバー人材センターについては、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取組みの強化が求められており、シルバー人材センター事業の果たす役割の重要性と地域社会の期待は一層大きなものとなっています。

会員拡大、とりわけ女性会員の拡大や企業退職（予定）者層への入会に向けた働きかけの強化の取組みを推進しているところであり、８０歳を超えても活躍できる就業機会の創出に努めるとともに、経営基盤の強化を目指して、シルバー人材センターのデジタル化を進め、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たしてまいります。

一方、令和５年１０月には消費税における「適格請求書等保存方式（インボイス制度)」が導入され、新たな税負担が発生するなど、シルバー人材センターを取り巻く環境は厳しさを増しております。

さらには、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス新法)」の施行（令和６年秋を予定）を見据え、シルバー人材センターの会員が安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、就業機会の提供に関する契約関係の見直し等を検討して参りたいと存じます。

つきましては、当センターの所期の目的を達成するため、国・京都府・城陽市及び公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会をはじめとする関係諸団体と連携を図りながら、会員の皆様とともに次の事業に取組むことといたします。

＜事業計画＞

１　就業機会の確保及び提供事業

高年齢者にふさわしい、就業機会（雇用を伴わない、請負・委任の形式による）を組織的に確保及び提供いたします。

（１）受託事業

地域内の発注者（民間事業所、公共機関、一般家庭等）より、高年齢者にふさわしい仕事を、請負・委任の形式で業務を受託し、会員による業務の実施が円滑に行える体制づくりに努めます。

（２）会員増強を通じた就労支援及び普及啓発事業

シルバー人材センター事業の更なる発展に向けて、積極的に就労支援活動及び普及啓発活動を推進します。またパブリシティ（報道機関へニュース素材の提供）や有料広告を活用し、幅広く市民や事業所等に対し、普及啓発を行うことで地域社会に理解を求めてまいります。

① 【会員拡大強化月間】（第１回・６月、第２回・１１月）を定め、普及啓発運動の実施
② 会員１人一声加入運動の実施
③ 随時の就労等相談及び「シルバー人材センター入会のご案内 DVD」を活用した毎月定例の合同入会説明会の開催
④ ６０歳以上の市民も対象とした講習会等開催し、入会の勧誘
⑤ 会員の増強を図るため、女性の入会に向けた効果的な PR 活動の推進
⑥ 企業退職（予定）者層への入会に向けた働きかけの強化
⑦ 全国シルバー人材センター事業普及啓発促進月間（１０月）「シルバーの日」（１０月の第３土曜日）】に合わせ、普及啓発事業（ボランティア活動等）の実施
⑧ 会報「シルバーウェーブ」の発行
⑨ 高齢者活躍人材確保育成事業を公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会と連携し、城陽市の広報「じょうよう」等を活用したシルバー人材センターに関する有料広告の掲載
⑩ 高齢者活躍人材確保育成事業を公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会と連携し、企業退職（予定）者層及び６０歳以上の市民を対象としたセミナー等を開催し、入会の勧誘
⑪ 城陽市が作成する公用封筒裏面広告への掲載
⑫ 地域諸団体と普及啓発の連携

（３）就業機会の開拓と確保提供事業

就業機会の開拓と確保・拡充に向けて、就業開拓委員会等が中心となって市内各事業所はもとより、一般家庭への仕事の堀り起こし及び新たな就業の場を創出することに努めます。

① 【就業開拓強化月間】（第１回・７月、第２回・１２月）を定め、普及啓発運動の実施
② 民間事業所への訪問による新規の就業開拓
③ 受注継続のため既存取引事業所等（発注者）への表敬訪問と併せて満足度調査の実施
④ 就業開拓（シルバー派遣事業や就労に関する情報）啓発チラシの配布
⑤ 女性会員に対する就業の研究・検討
⑥ センターホームページの活用

（４）安全・適正就業対策

高年齢者の安全な就業及び就業状況が労働法に抵触しないように各種対策を講じます。

① 就業中や就業途上の事故防止と安全意識の高揚
② 国の【全国安全週間】に合わせ、７月を【安全・適正就業強化月間】と定め、京都府シルバー人材センター連合会主催の安全・適正就業推進大会への参加
③ 安全就業パトロールの実施
④ ワークシェアリング・ローテーション就業を推進し、適材適所という意味での公平な就業機会の提供
⑤ 高年齢者の健康状態等を考慮した安全・適正就業
⑥ 「シルバー人材センター適正就業ガイドライン（会員用・発注者用パンフレット)」を活用して、会員及び発注者にシルバー人材センターにおける適正な就業方法等を周知
⑦ 救命救急講習・交通安全教室の実施
⑧ 日常の健康管理と定期的な健康診断の受診を奨励

（５）福祉・家事援助サービス事業

超高齢社会を支え、より地域に根ざした存在として、今後も一層発展するために、福祉・家事援助サービスの分野における会員の就業・受注の開拓を積極的に推進し、地域におけるサポートが必要な高年齢者や障がい者等の自立した生活を支援するためのサービスに努めます。

① 福祉・家事援助サービス提供体制の充実
② 高年齢者や障がい者、病弱者等の生活を支援するためのサービスの提

供

（６）高年齢者の健康に関する各種事業

高齢社会を迎えて、高年齢者の健康維持の増進及び健康寿命を伸ばし、就業に対応できる健康と体力づくりを推進するために高年齢者の健康に関する各種事業を行います。

① 運動教室の実施

② グラウンドゴルフ大会の実施

③ 健康に関する講習会等の検討・実施

（７）空き家等対策事業

城陽市と連携した事業として、空き家等が放置されて管理不全な状態になることを防止するため、「城陽市における空家等の対策に関する協定」の締結により、相互に連携・協力することにより空き家等の適正な管理を推進し、安全に安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的に、各種サービスを行います。

① 空き家等見回り（基本プラン）サービスの実施

② 空き家等管理（オプション）サービスの実施

２ 職業紹介事業・労働者派遣事業による就業機会の確保及び提供事業

高年齢者にふさわしい、就業機会（雇用を伴うもの）を組織的に確保及び提供いたします。

（１）職業紹介事業

「臨時的､短期的な雇用による就業」を希望する高年齢者には、公共職業安定所との連携に努めます。

（２）労働者派遣事業

社会の多様な労働形態に応え、高年齢者の就業機会の拡大や適正就業の一層の推進と人手不足とされる分野において、公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会の城陽市事務所として、シルバー派遣事業の推進と拡大に向けて取り組みます。

このため、派遣労働登録会員向けの研修・講習の拡充、職員研修、関係機関との密接な連携に努めます。

① 民間事業所への訪問による人材派遣分野の就業開拓

② 人手不足の地元企業に向けた就業機会の拡大

③ 行政等関係団体への人材派遣分野の発注協力依頼

④ 「派遣労働登録会員ハンドブック」を活用した入職時の教育訓練の実

施

⑤　１年以上の雇用見込みのある全ての派遣労働会員に対する教育訓練の実施

⑥　派遣労働会員の意向に沿ったキャリア・コンサルティングの実施

⑦　労働者派遣契約の締結にあたり、派遣先から「比較対象労働者の待遇等に関する情報提供」の収集

⑧　労働者派遣法改正の情報収集

⑨　京シ連合本部に派遣事業の「専門委員会」を設置

３　就業のための知識及び技能取得講習等事業

高年齢者の知識、技能向上を図るとともに、就業に結びつく訓練研修等事業を行います。

①　緑地管理講習（植木剪定）の実施

②　福祉・家事援助サービス講習の実施

③　人権研修の検討・実施

４　その他高年齢者の就業に関し必要な事業

高年齢者の生きがいの充実、社会参加を図るためのボランティア活動を行います。

①　清掃ボランティア活動

②　地域見守りボランティア活動

５　福利厚生事業（共益事業）

会員の親睦と連帯を深めて、組織運営の円滑化、強化を図るため、福利厚生委員会等の事業実施とともに、高年齢者の福利厚生事業の充実に努めます。

①　会員親睦旅行の検討・実施

②　会員に役立つ事業等の検討・実施

③　地域班単位での親睦活動等の推進

④　会員の生きがいづくりのためのサークル活動等の推進

６　その他、目的達成のための必要事業

（１）定時総会

定款の定めにより、定時総会を年１回（６月）開催し、事業運営上の議案を審議します。

（２）理事会

理事会を年５回以上開催し、事業実施に関する議案を協議・決定します。

（３）各種委員会の開催

安全管理委員会、福利厚生委員会及び就業開拓委員会の目的に沿った事項を検討するために、必要に応じて開催します。

（４）地域班活動事業

地域内の高年齢者への就業機会の情報提供及び入会の勧誘並びに会員相互の連帯意識の高揚と親睦を深める事業を実施し、地域班活動の強化に努めます。

① 班長、副班長、世話人等を主体に班活動の取り組み強化
② 女性会員の拡充を図るため、「女性の会」の活発化
③ 高年齢者への就業機会の情報提供
④ 入会の勧誘
⑤ 地域班単位で各種事業（活動）の展開
⑥ 会員の意識向上と連帯意識の高揚のため、正・副地域班長会議及び各地域の班会議の活発な開催
⑦ 正・副地域班長会の参考資料である「班運営の手引き」の有効活用
⑧ 各地域の班総会（会議）を定時総会前の４月・５月に開催

（５）健全な財政運営の推進

センター運営の主要なる財源である国の補助金の運営費の一部が事業費補助に組み替えられ、補助金の財源の一部が労働保険特別会計雇用勘定により新たな事業として措置されるなどとしても、センターは財政的にも事業遂行面においても、依然として厳しい運営を強いられており、就業先の開拓や事業の効率的・効果的な実施及び事務経費の見直しを行い、財政の健全化に努めます。

① 中・長期計画の定期的な策定と見直し
② 「フリーランス新法」の施行を見据え、センター会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを検討
③ 事業の効率的・効果的な実施
④ 事務経費の見直し

（６）拠点シルバー人材センターの連携

シルバー人材センター発展のため、地域拠点シルバー人材センターとしての共通の課題をテーマにして勉強会を開催し、情報の共同・共有化に努めます。

（７）事務局体制の充実

事務の効率化の推進に向けて、また、事業実施に必要な資格･免許取得のための研修会に積極的に参加し､研鑽に努めます。